

始良市議会政務活動費条例(案)についてのご意見と回答

該当項目	ご意見の主な内容	ご意見に対する回答
<p>条例第2条 (交付対象)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会派ではなく、議員個人に対して政務活動費を支給すべきである。会派を対象とすると隠れみのとなる。 ・議員個人に支給するのが原則と思う。会派や無会派と分けると少額の活動費の効率が分散してしまい、効果が上がらないと思う。 	<p>会派の活動に対して支給することを基本としています。 議員個人ではなく、会派として活動することでより実効性のある活動につながるが考えられます。</p>
<p>条例第5条 (政務活動の対象となる経費)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究費と研修費の2つのみを対象とするのが相応しいと思う。 ・広報費については、政党の広報を政務活動費から支出するのはおかしい。 ・広聴費も必要ない。様々な団体や組織がボランティアで市民の声を聴いたり相談にのったりし、市民生活向上のため活動している。 ・要請・陳情は今までなされてきたことと思うが、不都合なことがあったのだろうか。 	<p>政党の広報費は、政務活動費では支出できません。あくまでも会派の活動が対象となります。 また、市議会議員は、特定の団体や地域の代表ではなく市民全体の代表です。このため、アンケートや広聴会などで広く市民の声を聴くことが大事になります。そうすることで、市民福祉の向上に努めてまいります。 なお、政務活動費を活用することにより、国・県への要請・陳情がしやすくなります。</p>
<p>条例第7条 (交付額及び交付の方法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・月額3万円であるが、鹿屋市や薩摩川内市より高額となっており、財政規模の違う霧島市と同額とした根拠は何か。 	<p>政務活動費の金額は、他市に合わせたものではありません。想定される政務活動(研修会参加や広報活動など)の費用の積算に基づいています。</p>
<p>条例第10条 (実績報告)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・請求方法が事後であることは望ましいし、当然のことであると思う。きちんとした領収書の提出がなされ、それを精査するシステムができるようにしてほしい。 ・他県において、悪質巧妙な事例等も多くある。ただ単に、領収書や実績報告書だけのチェックだけでは十分とは言えない。 ・議長・議会事務局だけでなく、市民の第三者を入れるべきである。 ・議員同士の自主管理で運営すべきではないのか。議員個人の良識ある自主管理が重要である。 	<p>第三者のチェックの必要性は認識しておりますが、現状ではホームページなどで公開することにより、広く市民の皆様にご覧いただきたく考えています。 また、給付の性質上、補助金に近いことから、お金の流れにもまして政務活動自体もチェックしていただきたいと思っております。</p>
<p>条例第14条 (関係書類の保存及び閲覧)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究費や研修費については、調査研究などが適正に行われていることを市民に知らせるために、調査や研修後には報告書の提出が求められる。最低年に1回、議員の報告書をとりまとめて文書化し、ホームページに掲載したり、図書館等で閲覧できるようにしてほしい。 ・決算書をつくり納税者へ報告すべきである。 	<p>領収書をはじめとする関係書類・報告書をホームページに掲載し、議会図書室でも閲覧できるようにします。</p>
<p>運用基準 第4 政務活動費の項目別使途基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容の広報が重要であると考え。様々な事務処理や広報活動にはパソコンやプリンターは欠かせず、しかもカラー印刷でないと親しみを感ずる時代になっているように感じるため、パソコンやプリンター整備に係る経費を請求できるようにしてほしい。 ・政務活動への自家用車の使用については否定しないが、自家用車の利用は公私混同につながるグレーな側面が強いため、燃料とキロ数などのチェックでは不十分だと思う。政務活動の内容、目的地(相手方)、走行ルート提出まで求めるべきではないか。 	<p>パソコンやプリンターについては、その必要性は感じてはおりますが、プリンターで大量印刷するものはないと考えているため、政務活動費の対象とはいたしません。 燃料代については、政務活動として始良市内を自家用車で動くこともあると考えますが、公私の見分けが難しいので、始良市内の移動は政務活動費で請求できないこととします。</p>

該当項目	ご意見の主な内容	ご意見に対する回答
<p>運用基準</p> <p>第4 政務活動費の項目別用途基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究や研修には、県や鹿児島市立図書館の書籍や資料を積極的に活用するべきである。そこにはない場合は購入する。読了したら議会事務局に置いていつでも借りたりできるとよいと思う。 ・議員の良識で、知識拡大のための書籍や新聞、雑誌類等の購入に充ててほしい。また、住民の意見や情報収集にも努めていただきたい。 	<p>図書については、図書館等の積極的な活用も努めたうえで、購入した書籍については有効に活用できるよう努めます。</p>
<p>その他のご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の支給を前提とした条例(案)に対する意見ではなく、新しく政務活動費を導入することについての市民の意見を求めるべきである。 ・市長(執行部)の監視チェックはもとより、一般的な活動(政務活動)を行い議員としての資質の向上、研鑽を積み、市政発展のために努めることは議員として当然のことである。議員は高額報酬を受けており、一般的な政務活動等は、その報酬に含まれていると考えるべきである。 ・市においては、毎年多額の市債をかかえ、また、平成30年度には国からの地方交付税交付金も大幅に減額される見通しであり、さらに市庁舎建て替え等も控えているなか国・県補助の無い政務活動費の導入は時期尚早と言える。 ・市民の税金を大切に支出してほしいという市民目線にたっしてほしい。 ・質問力と実効性ある提案力をみがくなど、政務活動費以前に議員の資質向上に努力すべきである。 ・不正が発覚した場合は、その時点で制度を廃止すること。 ・制度が複雑ではないのか。 ・毎年度当初に、全議員に対して、政務活動費の内容について他市の事例などを用いて、文書でしっかり説明してほしい。 ・本市の事業の問題点を見つけ、問題に関する基本文献、国や県の行政指針や事業等を調査し、他市の取り組みを参考にしながら本市の担当課とも協議したりして、提案書をまとめることができると考える。各自の提案書をもとに、議員で討議しながら一つにまとめ議員提案の条例案や予算修正案などの提出につなげられるのではないか。 ・政務活動費を受け取った議員には、年に1回以上提案書(政策立案書)を提出するよう義務付けてほしい。 ・議員の調査研究・研修をサポートし、政策立案を日常化するため、まずは臨時職員でよいので専門調査員を配置してはどうか。 ・政務活動費が今まで制度化されていなかったことが不思議である。どうどうと請求して市民のために生かしてほしいと思う。 ・政務活動費の交付により、市民の生活の向上と暮らしの安定化、市財政の健全化に議会として議員として取り組んでほしい。 ・政務活動費は必要だと思う。議員の政策提言が少ないので、議員提案ができるよう研修をすることは大事だと思う。 ・議員の報酬は低いと思うので、他に勉強する費用は必要だと思う。 	<p>厳しいご意見があることも認識しております。</p> <p>いただいたご意見を真摯に受けとめ、今後の活動の参考にしながら、調査・研究等を深め、課題解決や政策提案等につなげます。あわせて、用途の透明性の確保に努めてまいります。</p>